

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月12日

四日市市公平委員会委員長 富田俊治

公平委員会規則第3号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成19年四日市市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（公平委員会に対する苦情相談）</p> <p>第2条 職員は、公平委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次の各号に掲げる苦情相談に限る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用に関する苦情相談</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(記録の作成等)</p> <p>第8条 事務局長は、苦情相談ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、<u>毎年、苦情相談の概要を公平委員会に報告しなければならない。</u></p>	<p>（公平委員会に対する苦情相談）</p> <p>第2条 職員は、公平委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次の各号に掲げる苦情相談に限る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第28条の4又は第28条の5の規定に基づく採用に関する苦情相談</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(記録の作成等)</p> <p>第8条 事務局長は、苦情相談ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、公平委員会に報告しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和14年3月31日までの間における改正後の第2条第1項の規定の適用については、同項第2号中「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」とあるのは、「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第1項若しくは第3項」とする。